

(お知らせ)

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」に係る特定物質の取扱いについて

令和5年3月31日  
経済産業省製造産業局  
化学物質管理課  
化学兵器・麻薬原料等規制対策室

本通知は令和5年4月1日より実施することとし、平成22年4月1日付け「「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」に係る特定物質の塩について」は令和5年3月31日限りで廃止します。

1. 特定物質の塩について

「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年4月5日法律第65号）」（以下「法律」という。）の特定物質の塩につきましては、従前から窒素マスタード類の塩酸塩、サキシトキシンの塩（ただし、2. に該当するものを除く。）、及びリシンの塩は法律の対象としております。

2. サキシトキシンの鏡像異性体及びその塩について

サキシトキシンの鏡像異性体及びその塩に関して、法律に規定する毒性物質及び毒性物質の原料となる物質の要件を満たさないことから、特定物質として取り扱わないこととします。ただし、サキシトキシン又はその塩が含まれる場合は特定物質として取り扱われます。

(参考) サキシトキシン鏡像異性体の IUPAC 名

[ (3aR, 4S, 10aR) -2, 6-ジアミノ-10, 10-ジヒドロキシー-3a, 4, 9, 10-テトラヒドロ-1H, 8H-ピロロ [1, 2-c] プリン-4-イル] メチル=カルバマート

以上